各務原市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱

（平成２５年１２月２日決裁）

（趣旨）

第１条　地域産業の発展のため、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）又は公庫の受託金融機関（以下「融資機関」という。）から農業経営基盤強化資金を借り入れた認定農業者の借入金利負担の一部を助成し、もって農業者の計画的な経営発展及び効率的かつ安定的な農業経営の支援を図るため、農業経営基盤強化資金利子助成金（以下「助成金」という。）を利子助成対象者に予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関し、各務原市補助金交付規則（昭和３８年規則第３４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「利子助成対象者」とは、この要綱又は岐阜県農業経営基盤強化資金利子助成補助金交付要綱（平成２５年３月２１日農経第１２４６号）の規定による廃止前の岐阜県農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱（平成１８年４月１日農振第６３号）（以下「交付要綱等」という。）により、利子助成について市長の決定又は知事の承諾を受けた者をいう。

（利子助成額等）

第３条　助成金の額は、利子助成対象者ごとに、交付要綱等により市長が決定し、又は知事が承諾した利子助成率により算出した額の合計額とする。

２　利子助成の期間は、利子助成対象者ごとに、交付要綱等又は岐阜県農業経営基盤強化資金利子助成補助金交付要綱により市長が決定し、又は知事が承諾した期間とする。

（助成金の交付申請）

第４条　利子助成対象者から助成金の交付請求等に関する委任を受けた融資機関（以下「受任融資機関」という。）は、利子助成金交付申請書（様式第１号）に利子助成金明細書（様式第２号）を添えて、毎年度１月２０日までに市長に提出するものとする。

（利子助成金の交付対象利子）

第５条　助成金の対象となる利子は、前条の規定による提出をした日の属する年の前年の１月１日から１２月３１日までの間に利子助成対象者が支払をする義務が確定

した利子とする。

（利子助成金の交付の決定）

第６条　市長は、第４条の交付申請書を受理したときは、内容を審査し助成金を交付すべきものと認めた場合は、助成金の交付の決定を行い、速やかに利子助成金交付決定通知書（様式第３号）により受任融資機関に通知するものとする。

（利子助成金の交付）

第７条　受任融資機関は、前条の交付の決定の通知を受けたときは、速やかに利子助成金交付請求書（様式第４号）を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の請求書の提出を受けたときは、速やかに助成金を受任融資機関に支払うものとし、受任融資機関は、当該利子助成対象者に支払うものとする。

３　前項の規定にかかわらず、公庫から借り入れた利子助成対象者に係る助成金の支払については、利子助成対象者に当該助成金を支払うものとする。

（利子助成条件の変更等）

第８条　受任融資機関は、市長が決定した利子助成の条件について変更しようとするときは、利子助成条件変更申請書（様式第５号）を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の変更の内容を審査し適当と認めた場合は、利子助成条件変更承諾書（様式第６号）により受任融資機関に通知するものとする。

３　受任融資機関は、利子助成対象者の人格の変更を伴わない名称若しくは住所の変更又は利子助成対象者である法人の代表者の変更があった場合は、速やかに利子助成条件変更報告書（様式第７号）に変更を証明する書類を添えて、市長に提出するものとする。

（手続の省略）

第９条　規則第１９条の規定により、規則第１１条の規定による補助事業の実施報告及び規則第１３条の規定による補助金の額の確定は、省略するものとする。

（利子助成金の交付決定の取消し）

第１０条　市長は、利子助成対象者又は受任融資機関が、助成金を他の用途に使用したとき又は助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に違反したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（利子助成金の返還）

第１１条　市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるもの

とする。

（報告の徴収等）

第１２条　受任融資機関及び利子助成対象者は、市長が助成金に係る資金の融資等に関し、報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する書類等を調査させることを必要とした場合は、これに協力しなければならない。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

（宛先）

各務原市長

（融資機関）

住　　所

名　　称

代表者職氏名　　印

利子助成金交付申請書

平成　年度農業経営基盤強化資金に係る利子助成金＿＿＿＿＿＿円を交付されるよう、各務原市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱第４条の規定により、利子助成金明細書を添えて申請します。

様式第２号（第４条関係）

利子助成金明細書

（単位：円、％）

借入年度	借入者名	借入金額	償還内容				利子助成率		利子助成額			備考
			残高（A）	利率（B）	利息計算期間（C）	償還利息（D）	市町村（E）	県（F）	市町村（G）A×E×C/12(365)	県（H）A×F×C/12(365)	計（G）＋（H）	
					年　月　日～ 年　月　日 （　　）ヶ月間 又は （　　）日間							

備考

1　利息計算単位期間は月数とし、それに満たない場合には日数で計算する。

2　繰上償還があった場合は、備考欄にその償還年月日及び金額を記入する。

3　利子助成額の算出にあたっては、１円未満は切り捨てる。

4　利率及び償還利息は、農林水産長期金融協会からの助成を差し引いたものを記入する。

様式第３号（第６条関係）

各務原市指令　第　　号

年　　月　　日

（融資機関）

様

各務原市長　　印

利子助成金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった農業経営基盤強化資金利子助成金の交付については、各務原市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱第６条の規定により、次のとおり交付することに決定し交付額を確定したので通知します。

記

交付決定及び確定額	円
交付決定の内容	
交付の条件	

様式第４号（第７条関係）

年　　月　　日

（宛先）

各務原市長

（融資機関）

住　　所

名　　称

代表者職氏名　　印

利子助成金交付請求書

年　　月　　日付け各務原市指令　　第　　号により交付決定を受けた農業経営基盤強化資金利子助成金については、各務原市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり請求します。

記

利子助成金請求額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

様式第５号（第８条関係）

年　　月　　日

（宛先）

各務原市長

（融資機関）

住　　所

名　　称

代表者職氏名　　印

利子助成条件変更申請書

各務原市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱第８条第１項の規定により、　年　月　日付け各務原市指令　第　号で承諾のありました条件の変更について、下記のとおり申請します。

記

<table>
<tr><td>貸付決定番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>借入者名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>借入金額</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td rowspan="5">変更内容</td><td>変更項目</td><td></td></tr>
<tr><td>変更理由</td><td></td></tr>
<tr><td>変更前</td><td></td></tr>
<tr><td>変更後</td><td></td></tr>
<tr><td>変更起算日</td><td></td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

注　当該変更を証明する書類を添付すること。

様式第６号（第８条関係）

第　　号

年　　月　　日

（融資機関）

様

各務原市長　　印

利子助成条件変更承諾書

年　　月　　日付けで申請のありました利子助成条件変更については、各務原市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱第８条第２項の規定により下記のとおり承諾します。

記

１．貸付決定番号

２．利子助成条件変更内容

３．その他

様式第７号（第８条関係）

年　　月　　日

（宛先）

各務原市長

（融資機関）

住　　所

名　　称

代表者職氏名　　印

利子助成条件変更報告書

利子助成対象者に変更がありましたので、各務原市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱第８条第３項の規定により、下記のとおり報告します。

記

貸付決定番号		
借入者名		
借入金額		円
変更内容	変更項目	名　称　　住　所
	変 更 前	
	変 更 後	

備考

1　名称又は住所の該当がある方に〇を付ける。

2　名称の変更は、当該利子助成者の人格の変更を伴わないもので、氏名の改名、法人名又は代表者の変更をいう。